



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財 政 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

- (1) 規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。（別表関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「もの及び」を「もの並びに」に改める。

第 2 条第 3 項中「者と」を「ものと」に、「支弁する者」を「支弁するもの」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「、補助事業等の」を「、」に改め、同条第 2 項第 5 号中「関する事業」を「関する事項」に改め、同条第 3 項中「添付書類」を「書類の添付」に改める。

第12条中「、又は」を「又は」に、「報告又は」を「報告若しくは」に、「補助事業の」を「補助事業等の」に、「又これ」を「又はこれ」に改める。

第14条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第 1 項第 4 号中「当該」を「、当該」に改め、同条第 3 項中「取消」を「取消し」に改める。

第15条第 1 項中「取消」を「取消し」に改める。

別表中第49号を第60号とし、第48号を第59号とし、第47号を第57号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

58 学校図書館パワーアップ事業交付金

別表中第46号を第56号とし、第45号を第54号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

55 農山漁村地域整備交付金

別表中第44号を第53号とし、第43号を第51号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

52 環境・生態系保全活動支援交付金

別表中第42号を第50号とし、第41号を第48号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

49 鳥獣被害防止総合対策交付金

別表中第40号を第47号とし、第39号を削り、第38号を第45号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

46 飯南町地域振興交付金

別表中第37号を第44号とし、第36号を削り、第35号を第42号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

43 みーもの森づくり事業費交付金

別表中第34号を第41号とし、第29号から第33号までを 7 号ずつ繰り下げ、第28号を削り、第27号を第33号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

34 経営体育成交付金

35 消費・安全対策交付金

別表中第26号を第32号とし、第25号を第31号とし、第24号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

30 子ども手当交付金

別表中第23号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

28 島根県防災情報通信設備整備事業交付金

別表中第22号を第26号とし、第12号から第21号までを4号ずつ繰り下げ、第11号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

15 しまね子育て支援プラス事業交付金

別表中第10号を第13号とし、第4号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

6 大田市地域振興交付金

別表中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

4 市町村定住支援体制強化交付金

別表第1号の次に次の1号を加える。

2 高等学校等就学支援金交付金

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第28号、第36号及び第39号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第6号、第28号、第46号及び第58号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。